



一人当たり**5,000円分**
75歳以上と住民税非課税者は**7,000円分**

全市民に**紙**でお届け

市オリジナル商品券を配布

市民生活の下支えとして、市内登録店舗で利用できるオリジナル商品券を市民全員に配布します。
使用用途を限定しないことで、誰でも使いやすい商品券を配布します。
※市では「お米券」の配布を実施しません。

さらに、高齢者、住民税非課税者については
支援を強化します。

詳しくはこちら



▶ 対象 焼津市民

※令和8年1月1日現在住民登録のある人

▶ 配布時期 3月中に配布開始予定

▶ 金額 1人当たり5,000円

▶ 商品券利用店舗 市内登録店舗

▶ 対象 75歳以上の高齢者

19歳未満を除く住民税非課税者

▶ 金額 いずれかの対象者に2,000円の追加

※配布方法や対象者の詳細につきましては現在検討中です。詳細が決定したら、「広報やいづ」
や市ホームページ、市公式LINEなどでお知らせします。

問合先▶▶▶政策企画課

電話番号: 626-2141

▶ その他の物価高騰対策

市民生活を守る支援

上水道の基本料金2ヵ月分を免除

市内の一般家庭、事業所の上水道利用について、2月、3月請求の上水道料金のうち基本料金を免除します。

- ・対象 上水道利用者
- ・支援時期 2月、3月の請求分
- ・金額 上水道料金のうち基本料金分
- ・申請 特段の手続きは不要（上水道基本料金を免除して上水道料金を請求します）

<参考>

口径13ミリの場合…1,496円の免除

口径20ミリの場合…2,156円の免除

- ・問合先 水道総務課 ☎624-0111

詳しくはこちら



「物価高対応子育て応援手当」の支給

子ども1人当たり2万円（1回限り）を支給します。

・対象

- ①令和7年9月分（9月に出生した子どもについては10月分）の児童手当の対象となった子ども
- ②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した子ども
- ・受取人 対象の子どもを養育する父母など
- ・手続方法 原則、手続きは不要です。令和7年10月1日以降に出生した子どもの保護者や公務員などは手続きが必要になる場合があります。詳細は市ホームページなどでお知らせします
- ・支給時期 令和8年3月から順次支給予定
- ・支給方法 原則、令和7年10月支給時の児童手当受給口座に振り込みます
- ・問合先 子育て支援課 ☎626-1137

詳しくはこちら



学校給食食材費の高騰対策

学校給食の食材費高騰が続く中、保護者の負担が増えることのないよう、児童及び生徒分の物価高騰による給食費の上昇分を市が負担してきましたが、さらなる食材費などの高騰に対応するため、市の負担分を増額し、子育て世帯の負担軽減を図ります。

- ・小学校 1食単価323円のうち67円を市が負担
 - ・中学校 1食単価407円のうち105円を市が負担
- ※保護者負担額は、平成26年度の給食費改定後、現在まで据え置いています。

- ・問合先 学校給食課 ☎624-6660

詳しくはこちら



就学援助を受けている小・中学生の学校春季休業期間の昼食費支援

経済的理由によって就学援助費支給認定を受けている小・中学生の保護者に対し、学校給食が提供されない春季休業期間における昼食費支援金を支給します。

- ・対象 令和8年2月1日において、焼津市内に住所を有し、焼津市就学援助費支給認定を受けている小・中学生の保護者（要保護認定の人を除く）
- ・金額 対象となる小・中学生1人当たり1万円
- ・申請方法 現在就学援助の認定を受けている人は、申請の必要はありません
新たに就学援助を申請する人は、お子さんが通っている小・中学校に申請してください。1月中に申請し、2月1日に認定された人が支給対象となります
- ・支給時期 3/12(木)（予定）
- ・問合先 教育総務課 ☎625-8156

詳しくはこちら



市政情報のほか、緊急情報やイベント情報などを発信します▶

ホームページ

facebook

LINE

Instagram